

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

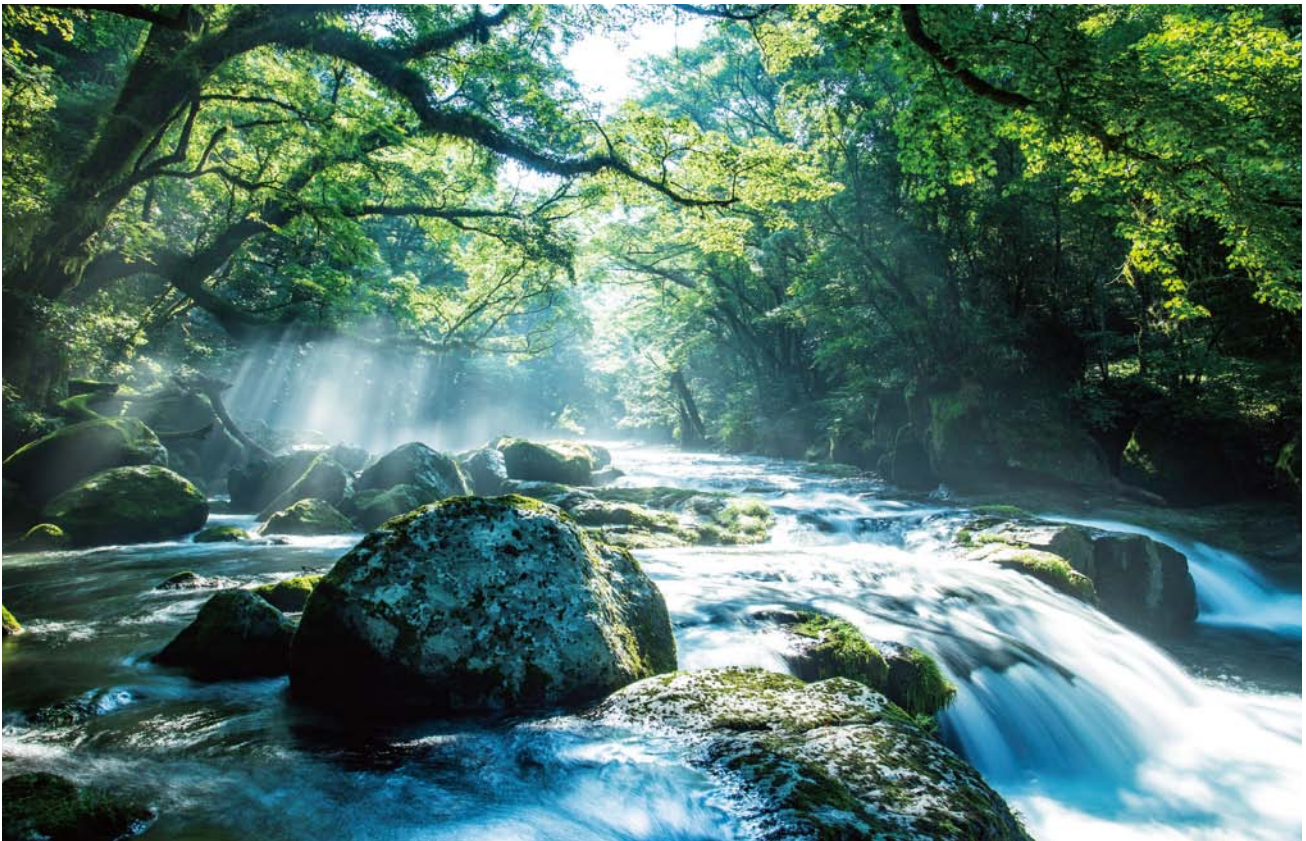
TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<http://www.kmlaw.jp/>

K&M  
レポート

Vol.26

発行：平成30年7月



## 孤独との向き合い方

アメリカのビジネス誌で「職場の孤独」が特集され、これが日本にも紹介されました。「孤独感」を抱く人は、認知症や病気になりやすく、個人生活だけでなく、業務にも悪影響を及ぼしているとの危機感から、アメリカでは企業が取組を始めているとのこと。個人主義が尊重される社会で、内面の「孤独感」に企業が取り組むというのは少し驚きです。求人難のなか、日本においても検討すべき課題と思われる。

その特集の中で、曹洞宗の僧侶である藤田一照（ふじたいっしょう）師のインタビューが掲載されていました。その一言一言は、とても感銘深く、慈愛に満ち、なにか呪縛から解放されたような気持ちになりました。藤田師は次のように話されています。

「人間は生まれながらに孤独な存在です。人間は病や死という大変な苦難を他人に代わってもらえず、孤独

と向き合わざるを得ません。しかし、人間は他とつながっており、その関係性の中で初めて生きています。「孤独感」を抱くのは、つながりという側面を見失っているからです。孤独をかこつより、自分は何はともあれ、いろいろな人や物のつながりのおかげで、今、こうして生きていられる。ということを落ち着いて振り返って見てはどうでしょうか。」と説いています。

私たちには「孤独」と向き合わざるを得ないという現実がありますが、「孤独感」を抱かないようにするために、いかにするかということが課題となります。そのための方法としては、様々なつながり・ご縁を意識して、じっくり見直すことが大切さであると改めて痛感しました。

私どもも、皆様とのご縁に感謝し、今後も大切にさせていただきます。

弁護士法人小寺・松田法律事務所  
弁護士 小寺 正史

## 連載知的財産権⑰ 著作権の基礎知識 4

弁護士  
松田 竜



著作権とは、著作物を無断でコピーされない権利(複製権)を中心とする権利の束となっていることは前回までに解説しました。

その著作権によって原則禁止される複製(コピー)とは、①依拠及び②類似性の2つの要件を満たすものと考えられています。

依拠とは、他人の著作物に基づいて作成されたものであることを意味しており、たまたま他人の著作物と似たものを創作してしまった場合は著作権侵害とはなりません。この点は、他人の特許権を知らなくても特許権侵害となる特許制度とは大きく異なります。ただし、他人の著作物にあまりにも酷似していれば、依拠したことの有力な証拠となるでしょう。

類似性とは、著作物の創作性のある表現を複製していることを言います。他人の創作的表現が複製されている限り付加された部分があっても、著作権侵害となります。

編集物で、その素材の選択や配列に

よって創作性を有するものは、編集著作物として保護され、素材の選択や配列等について依拠及び類似の要件を満たすと著作権法違反となり得ます。

また、データベースについても、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物として保護され、情報の選択や配列等について依拠及び類似の要件を満たすと著作権法違反となり得ます。

但し、アイウエオ順の顧客名簿のように単に情報を集積したものは、誰が並べても同じになることから著作物には該当せず、これを複製することは著作権法違反とはなりません(個人情報保護法や不正競争防止法等の問題は別に検討が必要です)。

このように、一言で複製と言っても、単純な判断ができないことを覚えておかれると良いでしょう。

判断に迷われた場合は、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

おわり

## シートベルトの着用と 損害賠償額

苫小牧事務所  
所長 弁護士  
中野 正敬



平成20年6月に後部座席シートベルトの着用が法的義務化(それ以前は、努力義務とされていました。)されました。その着用率は、全国で高速道路74.4%、一般道36.4%というデータがあるようです。ちなみに、北海道では、高速道路90.6%、一般道37.6%と、高速道路の着用率は全国平均を大幅に上回っています(いずれも、平成29年の警察庁とJAFの調査結果)。

高速道路と一般道で着用率に大きな差があるのは、いわゆる違反点数は高速道路走行時であって、一般道での違反点数はないという事情が影響しているようにも思われますが、一般道であっても、後部座席シートベルト未着用の危険性があることに変わりはありません。

### シートベルトの着用の有無で、損害賠償金も変わります

シートベルト着用の有無で、交通事故によって生じる損害(例えば怪我の重さや、死亡に至る可能性)に違いがあるとい

う意識が浸透していることや、法律上も着用が義務化されたこと等の理由から、後部座席シートベルト未着用が被害者の過失となり、交通事故による損害賠償額が減額(過失相殺)されることは裁判例上も広く認められているのが現状です。

その割合(過失相殺率)は、現状の裁判例の傾向から5~10%が多いとされておりますが、今後、後部座席シートベルト着用率の向上によってその割合が高くなり得るとも指摘されています。

### 一般道でもシートベルトの効用は同じです

一般道では後部座席シートベルトを着用しなくても違反点数はないという意識があるかもしれませんが、交通事故に遭遇した場合には、避けられたはずの怪我を負ったり(さらに、死亡という最悪の結果が生じる確率も高くなります)、得られる損害賠償金が減額されたりするという不利益があることを念頭において、安全に留意した姿勢が必要と思います。



# 非正規社員・定年後再雇用者の 待遇差と制度設計

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」に関する本年6月1日の最高裁判決は、定年後再雇用者を含む非正規社員の待遇、ひいては正社員を含む賃金体系全般の構築や見直しに必要な視点を提供しています。

## 何が問題とされたのか？

いずれの事件でも、正社員（無期雇用者）であるドライバーと非正規社員（有期雇用者）であるドライバーとの間の賃金格差が問題とされました。正社員には支給されている各種手当等が非正規社員には支給されないとされているのは、労働契約法20条が禁じている不合理な待遇差にあたるのではないかが争われたものです。

なお、ハマキョウレックス事件の非正規社員は元々非正規社員として雇われた方でしたが、長澤運輸事件の方の非正規社員は元々長澤運輸で正社員として働いていて、定年退職後に再雇用によって嘱託社員（有期雇用者）となった、という特色がありました。

## 不合理性の判断方法

労働契約法20条では、雇用期間の定めの有無に関連して正社員と非正規社員の間で待遇差がある場合、その待遇差が①職務の内容、②職務内容や配置が変更される範囲、及び③その他の事情を考慮して「不合理」と判断されるものであれば禁止されるものとされています。

今回の最高裁は、その「不合理」さの判断方法について一定の方向性を示しています。

まず、最高裁は、賃金格差が不合理かどうかを判断するには、単に正社員と非正規社員の賃金の総額を比較するだけではなく、個々の賃金項目（例えば、住居手当とか精勤手当など）ごとに精査する必要があるとしました（実は、これは、働き方改革の一環である「同一賃金同一労働」と共通する考え方です）。

また、長澤運輸事件の判決においては、非正規社員が定年後再雇用者であるという事情も、待遇差が不合理かどうかを判断する上で考慮すべき事情となると

の判断を示しました。なぜかといえば、まず、正社員の賃金体系は定年退職までの長期雇用を前提としたものです。他方、定年後再雇用者は長期間の雇用は予定されておらず、場合によっては老齢厚生年金も受給し得る人たちです。定年後再雇用者の賃金体系はこれらの事情をも考慮して構築されるべきものであり、単純に「定年後も仕事は同じだから現役正社員と同じ給料を支払うべきだ」ということにはならないのです。

## 最高裁の判断

以上を前提に、最高裁は、ハマキョウレックス事件では、住居手当については、正社員だけが転居を伴う配転が予定されており、住居に要する費用が多額となり得ることから、正社員にのみ支給することとしても不合理ではないとされました。しかし、その他の無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当及び皆勤手当については、同じドライバーなのに正社員か非正規社員かで支給・不支給を分けるのは不合理だとしました。

他方、正社員と定年後再雇用者の待遇差が問題となった長澤運輸事件では、正社員にのみ精勤手当を支給するのは不合理な待遇差だとしましたが、他のほとんどの手当等（能率給、職務給、住宅手当、家族手当、役付手当及び賞与）については、上記定年後再雇用者の賃金体系に関する諸事情や、この会社では定年後再雇用者も定年前の8割程度の収入が得られるように賃金体系が設計されているといった事情をも踏まえて、正社員にのみ支給することとしても不合理ではないと判断しました。

## 最高裁判決から学ぶべきこと

経営者としては、正社員と非正規社員で待遇差を設けるのであれば、各労働条件あるいは賃金項目ごとにその理由を説明できるようにしておくことが求められます。手当の種類が多く、その趣旨が分からなくなっている会社もあると思いますが、この際、正社員を含めて賃金体系をよりスッキリさせることも検討したほうがよいかもしれません。



# 自社の技術や営業秘密を守るために



弁護士 橋田 幸典

終身雇用制の動揺、労働市場の流動化に伴い、企業の営業秘密、ノウハウ等の流出リスクが増大しており、企業が自社の労働者の競業行為による営業秘密等の流出リスクに備えることが必要不可欠といえます。今回は、労働者の競業禁止に関する実務上の対応について、事例をもとに説明します。

Q. X社は機械部品を製造する会社ですが、同社の営業担当Yが別会社を設立し、X社と同種の事業を行おうとしています。X社はYに競業行為をさせないため、どのような手段をとることができるでしょうか。

## 1 在職中の場合

労働者は、在職中、使用者に対して、労働契約上の付随義務として当然に競業禁止義務を負います。したがって、在籍中の競業行為に対しては、会社は差止め、損害賠償を求めることができます。但し、解雇等の懲戒処分を行うには、予め就業規則等で競業禁止規定を定め、これを懲戒事由としておくことが原則として必要です。

## 2 退職後の場合

他方、退職後については、労働者には原則として職業選択の自由、営業の自由が保障されますので、私見では、以下の3つの視点から競業制限の可能性を検討するとよいと思います。

### (1) 不正競争防止法に違反しないかを検討する

労働者が、在職中に取得した「営業秘密」を、不正競争目的の下に、あるいは、前の使用者に対する加害目的の下に、使用・開示するなどして競業を行ったか、そのおそれがある場合、不正競争防止法に基づき、行為の差止め、損害賠償請求が可能です。

ただし、不正競争防止法による保護対象となる「営業秘密」とは、①秘密として管理されている②事業活動に有用な技術上・営業上の情報である③公然と知られていないという3要件を充たすものに限定されるので、これらの要件を充足しない秘密を保護対象としたい場合には、労働者との間で明示的かつ有効な合意を交わして防御することが必要となります。

(2) 競業禁止の合意がある場合は、合意の有効性、違反の有無を検討する

労働者との間で退職後の競業禁止義務の合意(就業規則、労働契約書、誓約書等による)がある場合には、その有効性をまず検討する必要があります。なぜなら、労働者の職業選択の自由、営業の自由を不当に制限する競業禁止合意は、公序良俗に反するものとして無効となりうるからです。

競業禁止合意の有効性は、①競業禁止を必要とする正当な利益があるか、②競業禁止の範囲が合理的範囲にとどまっているか、③代償措置の有無等を総合考慮して、判断されることになります。

①については、会社にとって価値のある営業情報、ノウハウ等があり、その利益の保護が競業禁止の目的となっていることが必要です。②については、禁止の期間および場所的範囲を限定し、かつ営業の種類を特定しておくことが肝要です。③については、十分な給与、退職金の支払等、競業禁止により労働者の受ける不利益に見合った待遇等を与えているかを考慮します。

なお、在職中に合意を交わしてなくても、リスクを察知した場合には退職時に滑り込みで誓約書をとるなど努力はすべきですが、労働者に拒否されると手段がなくなるため、入社時、在職中に合意を成立させておくことが肝要と思われます。

また、退職後の競業行為を理由とする退職金の不支給・減額、違約金の支払を合意することにより抑止効を高めることも考えられます。

(3) 競業禁止の合意がない場合は、不法行為該当性を検討する。

競業禁止の合意がない場合でも、労働者の競業行為の態様が、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した悪質な態様で行われた場合には、不法行為に基づく損害賠償請求(民709条)が可能となる余地があります。具体例として、技術情報や顧客名簿等を不当に利用した事例、取引相手に元使用者に関する虚偽の事実を告げて顧客を奪取した事例、従業員を多数引き抜いた事例などがあります。

# 労務コスト低減のための 残業代対策

弁護士  
熊谷建吾



企業は一部の例外を除いて、労働者に対して残業代を支払う義務を負っています。しかし労務コスト管理の観点から、何らかの対応を必要とする企業も少なくありません。この点、残業代規制に係る労基法上の例外規定(みなし労働時間制、変形労働時間制など)は、導入のハードルが高かったり、コスト管理対策としては効果が限定的であるなどの難点があります。

## 現実的に導入可能な「固定残業代制」

労務コスト管理のために、現実的な対応としては、「固定残業代制」が挙げられます。「営業手当」といった名目で毎月一定額を支給しつつ、就業規則で「月10時間分の残業代として営業手当5万円を支給する」などと定めている企業も良く見受けられます。

しかしながら、このような対応だけでは十分であるとは言えません。有効な残業代の支払いと認められるためには

①労基法上の計算方法に従って固定残業代の金額を設定すること②残業実態に合致した残業時間を設定すること③設定した残業時間を超過して残業した場合には、不足分を追加で支払うこと等といった配慮が必要になります。

## 導入には慎重な検討が必要です

「固定残業代」と謳っていても、前記①②③のような配慮を欠いている場合には、残業代は全額未払いであると扱われるだけでなく、固定残業代自体が所定給に算入されることによって、残業代の計算基礎に含まれる(その分だけ時間単価が上がる)というリスクがあります。

固定残業代の導入には慎重な検討が必要となりますので、事前に専門家に相談されることをお勧めします。



# 隣家との越境問題について

弁護士  
角大祐



お隣同士のトラブルの一つに「越境」の問題があります。隣家の建物の一部である、屋根や塀が土地の境界を越えて、自分の土地に入り込んだことによるトラブルです。

## 越境している部分の撤去請求

隣家の屋根や塀が自分の土地に越境している場合、原則として、土地の所有権に基づいて、越境している屋根や塀の所有者に対し、越境部分の撤去を求めることができます。

しかし、常に、撤去の請求を認めると、屋根を撤去するために建物全体を解体しなければならないなど、屋根や塀の所有者の負担が大きすぎる事態が生じます。

そのため、裁判例では、越境された側の被害程度、越境の程度、撤去の難しさ、撤去費用の多寡などを考慮して、撤去請求を権利の濫用として認めないことがあるので注意が必要です。

## 越境の放置は土地の権利を失うおそれ

お隣同士で、もめ事を起こしたくないとの気持ちから、少しの越境ならば目を

つぶって放置してしまうこともあるかもしれません。

しかし、越境されたまま何もせずに放置すると、越境している屋根や塀ができた時に、屋根や塀の所有者が、越境の事実を知らず、知らなかったことに落ち度がなかった場合は10年、それ以外の場合は20年を経過すると、越境部分の土地について、時効取得を主張されて、土地の権利を失ってしまう危険があります。

そのため、越境している屋根や塀の所有者との間で、越境の事実の確認と建て替えの際には境界線に合わせて建て替えることを約束したり、越境部分について少額でも賃料をもらったりしておくことで、時効の完成を防ぐ必要があります。





# 宝くじの当選金は 財産分与の対象？

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



婚姻中に購入した宝くじの当選金は財産分与の対象になるのでしょうか。この問題が争われた事例がありますので紹介します。

## 経緯について

夫が自分の小遣いで購入した宝くじが当選し、夫は2億円を手に入れました。その2億円は生命保険料や住宅ローンの返済などに使われ、夫が仕事を辞めた後は家族の生活費にもあてられました。離婚するときには、預貯金、生命保険、不動産など合計9000万円が夫名義の財産として残っていました。

## 財産分与の経緯について

妻が財産分与を求めたところ、家庭裁判所は預貯金と生命保険については7割が夫の固有財産(財産分与の対象外)、不動産については6割が夫の固有財産と判断。残りを財産分与の対象としました。分与の割合については夫婦とも5割としています。

## 不服申し立ての結果

妻がこれに対して不服申立をしたところ、高等裁判所は、宝くじが結婚生活中に得た収入の一部から購入されたこと。当選金が住宅ローンの返済や夫の退職後の生活費として使われたことなどを理由に、すべて共有財産(財産分与の対象)と判断しました。ただし、分与の割合については夫が6割、妻が4割と判断しています。

宝くじの当選金や競馬の払戻金については、宝くじや馬券が夫婦の収入から購入されたものである場合、夫婦共有の財産と判断されるケースが多いようです。つまり、婚姻中に自分のお小遣いから買った宝くじや馬券が当選しても、すべてが自分のものになるわけではありませんので、覚えておかれるとよいと思います。



# 相続と生命保険金

弁護士 細谷 祐輔



生命保険金の受取人は、保険契約に基づいて指定された立場ですから、原則として生命保険金は遺産分割の対象となる財産に含まれません。したがって、受取人は保険金を単独で取得できます。

## 例外として、保険金額が遺産の額に加えて計算される場合もあります

生前に贈与を受ける等、他の相続人に比べて特別に利益を得た場合は、公平の観点から、その額を遺産に加えたうえで分割手続を行う場合があります。

また特定の相続人が、遺産と比べて著しく多額の保険金を受け取る等、他の相続人との間の不公平が著しいと評価される「特段の事情」がある場合は、生命保険金も分割される遺産の額に加えて判断される場合があります。

この「特段の事情」とは、遺産総額と保険金額との比率、被相続人との関係性等により総合的に判断されます。

## 特段の事情が認められた判例

裁判例でも遺産が約1億円のところで、1人の相続人がほぼ同額の保険金を受け取ったケースや遺産が約8400万円のところで、婚姻期間3年5か月の妻が、約5150万円の保険金を受け取ったケースで、「特段の事情」が認められ、保険金額が遺産の額に加えられた例があります。

## 保険金は税法上は課税対象となります

生命保険金は、税法上はみなし相続財産として、課税対象となります。遺産の総額につき申告が必要か判断したり、納税額を算定する時には相続財産の価額に加えられます。なお、基礎控除のほかに生命保険非課税枠がもうけられていますので活用できます。



## 6月から「日本型司法取引」がスタートしました

弁護士 堀岡 和正



今年6月1日から、刑事訴訟法が改正され、日本型司法取引の施行が始まりました。今回始まった制度は、被疑者・被告人が、検察官と合意し、他人の犯罪の捜査・訴追に協力することにより、検察官に自分の犯罪について有利な扱いをしてもらうことができるという制度です。

例えば、詐欺で逮捕された被疑者Aが、詐欺の共犯者(と疑われる)Bについての捜査に協力する。賄賂を送った罪(贈賄)で逮捕された被疑者Cが、賄賂を受け取った(と疑われる)Dについての捜査に協力する。といった場合です。協力の内容は、取調べで真実を供述したり、BやDの裁判で証人として真実を証言する、といったものです。検察官は、AやCが協力した場合には、不起訴処分とする、軽い罪で起訴したり、求刑を軽くするといった扱いができます。

### 対象となる犯罪は、限られます

文書偽造、贈収賄、詐欺脅迫等の財

産犯、薬物事犯等が対象で、殺人罪や性犯罪は含まれません。

### 合意には弁護士の関与が必要です

合意をするか否か、どのような合意をするかの協議には弁護人が参加します。また、合意をする際には、弁護人が同意し、合意書に弁護人が連署することが必要とされています。

### 実施には慎重を期す必要があります

日本型司法取引は、複雑な事件の捜査・訴追にとって有効な制度となり得るのは事実です。しかし他方で、AやCが自分の罪を軽くするために虚偽の供述をし、結果冤罪が生じる可能性もあります。そのため、弁護人は、AやCの弁護人となった場合、AやCのために合意をすべきか否か、どのような合意をすべきか、逆にBやDの弁護人となった場合、どうすればAやCの供述を覆することができるかなど、大いなる悩みを抱えることとなります。

## 多重人格が認められた判決

弁護士 大塚 智子



先日、30代女性による万引きの刑事裁判で、被告人が多重人格であることを認める判決が下されました。

報道によると、その女性は、化粧品など計139点を万引きした事件で起訴されたのですが、裁判の中で、「自分の中には4人の別人格がいて、制御できない。万引きは、自分とは別人格の『ユズキ』の犯行だ。自分には犯行の記憶がない。気づいたらエコバッグの中に商品が入っていた。」などとして無罪を主張しました。つまり、自分は多重人格だということです。

多重人格という言葉を知ると、小説や映画の中の出来事のような気がしてしまいがちですが、これは現実起こった裁判の話です。

意外かもしれませんが、刑事裁判において、被告人が「犯行は別人格が行ったものだ。」と主張して無罪を争うケースは、そう珍しいことではありません。

ただし、これまで裁判所は、被告人に何らかの精神疾患があることを認めることはあっても、別人格による犯行であるなどと認めることは、まずありませんでした。

しかし、今回の万引きの裁判で、二審の東京高裁は、女性が解離性同一性障害(多重人格)であり、万引きが別人格の犯行であるということをも認めたのです。

残念ながら、二審においても、一審の下した刑罰(懲役1年、保護観察付き執行猶予3年)が軽くなることはありませんでした。しかし、裁判官が、多重人格という一般的に理解されにくい障害を認めてくれたという事実は、被告人が自らの犯してしまった犯罪と向き合う上で、非常に大きい意味合いをもつのではないのでしょうか。

事務所のある街…岩見沢

## 音楽の街、岩見沢

弁護士 日和 優人



インターネットの検索サイトで「岩見沢」と打ち込むと、予測候補の上位に「岩見沢 フェス」と出てくるようになりました。

岩見沢には、いわみざわ公園に野外音楽堂キタオンという施設があり、毎年7月には「ジョインアライブ」というフェスが2日間に渡って開催されます。毎年いろんなジャンルのアーティストが来てとても盛り上がっています（昨年は2日間合計で36000人の方が来場したそうです）。有名なアーティストもたくさん来ますし、飲食ブースも充実していて、地元のみならず様々な地域のグルメなどが楽しめるのも魅力です。隣には遊園地（北海道グリーンランド）もあり、ご家族で遊ぶことも出来ます。

また、テレビのCMでも告知されていますが、今年はSTVが開局60周年記念として「サニートレインレビュー」という新しいフェ

スも開催されます。こちらにも有名なアーティストが多数参加するようですので、大いに盛り上がりそうです。

この他にも、少し昔になりますが、「フォークジャンボリー」というイベントもありました。私は、1986年生まれですが、昔から最近のヒットソングよりもフォークソングや古い歌が好きなので（かなり？）変わった少年だったので、両親と一緒に参加して、生・南こうせつに感動した記憶があります。このイベントは残念ながら10回目となる2011年で終わってしまったのですが、岩見沢は近年フェスで盛り上がっているのでも、大人向けフェスとしてぜひ復活してほしいと思っています。

ジョインアライブもサニートレインレビューも札幌から会場までの直行シャトルバスも出るようですので、皆様もぜひ岩見沢まで足を運ばれてはいかがでしょうか。

いつもK&Mレポートをご覧いただき、ありがとうございます。  
ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメールいただければ幸いです。  
皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

✉ [kmreport@kmlaw.jp](mailto:kmreport@kmlaw.jp)

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <http://www.kmlaw.jp/>  
●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階 TEL 0126-22-3380/FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号 TEL 0125-23-8455/FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

